

2. 意思決定機構

- 「全国家族手当金庫」、各県の「家族手当金庫」のいずれにも、事業主・被保険者その他の関係者代表から構成される「理事会」が置かれ、「理事会」を最高意思決定機関・執行機関として運営。

3. 事業内容

(1) 法定給付

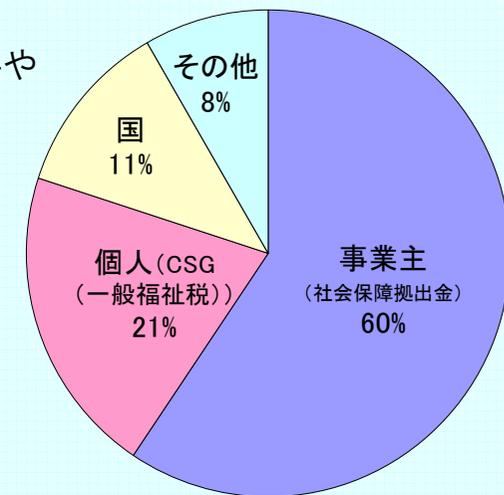
- 各県の「家族手当金庫」が法定給付を各家族に対し支給。(主なものは、乳幼児迎え入れ手当(休業中の所得保障・保育費用補助))

(2) 社会的事業

- 各県の「家族手当金庫」が自治体を通じ、各種保育施設の施設整備費、運営費に対する補助等を実施。

4. 財源構成

- ① 社会保障拠出金・・・事業主が賃金の5.4%相当を拠出。(徴収は、他の社会保険料や一般福祉税(CSG)と一括して専門機関(社会保障・家族手当掛金回収連合)が徴収。)
- ② 一般福祉税(CSG)・・・個人の所得に課せられる社会保障目的税(7.5%)。(うち、全国家族手当金庫相当分は1.1%。)
- ③ 国庫からの拠出金
- ④ その他(一般福祉税(CSG)以外の税など)



フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ

